

人権施策等調査特別委員会

(令和6年3月15日)

○ 樋口博己委員長

それでは、ただいまから人権施策等調査特別委員会を始めたいと思います。

インターネット中継をよろしくお願ひしたいと思います。

予算常任委員会全体会の後、引き続き、お疲れのところですが、短時間で行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事項書の内容に入る前に、先般、三重県内で差別による説示の事例が発生したという報道がございましたので、その件について説明を求めたいと思います。

○ 横山人権行政監

人権行政監の横山でございます。先ほどの全体会に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。お疲れのところ、申し訳ございません。

資料でございますけれども、まず、紙ベースで新聞の切り抜きを貼らせていただきました。3紙でございます。毎日新聞さんと朝日新聞さんと中日新聞さん。これが紙ベースでございます。

続きまして、タブレットのほうでございますけれども、タブレットは、本日の委員会の002参考資料、こちらのほうを添えさせていただきました。よろしいでしょうか。

1ページ目、これは県条例の逐条解説、以前にもちょっとこれは見ていただきましたけれども、あえてこれもつけさせていただきました。

続きまして、次の3ページ目が、これは三重県の人権課のほうのホームページに3月1日にアップいたしました。これが実際の細かい調査内容でございます。特にその次のページから、トータルでいくと3ページ目になりますが、6分の3ですね。説示、これがこの対象となった方に三重県知事名で発信して送られたと。その次のページの6分の4、これが説示の内容となっております。

続いて、あとの6分の5、6分の6につきましては、これはテレビのほうの報道の内容でございます。一つ目が、これがNHKさんですね。続いて、名古屋テレビさん。以上が、添付の資料として参考のためにつけさせていただきました。なお、説明につきましては、お手元でございます紙ベースの、こちらの新聞記事のほうを基に説明をさせていただきます。

3紙ともほぼ同じ内容でございますけれども、若干表現が違うのは、3月4日に記者さんのほうから三重県の人権課のほうに個別に問合せがあったと。それによって回答が若干違っておることがございますので、その辺は違うところがございますが、ほとんどは大体、共通の内容となっております。

まず、各項目出ておりますのが、差別解消条例を初適用ということになっております。主に毎日新聞さんの記事をベースにお話しさせていただきたいと思っております。三重県は、購入した土地が被差別部落にあることを理由に契約解除を要求したのは差別に当たるとして、県内の公立学校に勤める教員——公立学校の教員ですね——に対しまして、昨年施行されました差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例に基づいて反省を促す説示と、こちらのほうが三重県知事名で出されております。これは2月29日付で、この条例に基づいて、県が初めて行政指導したとなっております。

次の段へ行きますが、県によりますと、この教員は2023年5月、去年5月に土地を個人的に購入した後に、この土地が被差別部落であると分かったとして、仲介におりました不動産会社などに契約解除——などというのは、これは売主のことですね——を要求した。これに対して売主は解除に応じた後も、この不動産会社の従業員に対して説明がなかったと。かなりこれは高圧的な、そういった非難があったというふうに聞いております。その社員は精神的な苦痛を受けて体調を崩し、また、会社のほうも、本来であれば、仲介手数料も払われるべきですが、これも払われていないと。不利益を受けておると。こういったことを受けて、三重県のほうに対して昨年11月に会社のほうから申立てを受けまして、調査が開始されました。

それで、以前も説明させていただきましたけれども、この申立てのフローチャートによりまして、差別の解消調整委員会、こちらを発足して、これは弁護士さんとか、あるいは大学の先生方7名でつくる第三者委員会、こちらのほうで協議した結果、この案件については説示が必要と。

内容としましては、先ほどのほうを見ていただくと詳細がございますけれども、売買契約後に被差別部落の土地であることを理由として、契約の取消し並びに解除を申し出るとは不当な差別に該当すると三重県知事が行政指導をしたというふうなことでございます。

そして、この後でございますけれども、これは中日新聞さんのほうがちょっと書いてございますので、左のほうを少し見ていただきますと、三重県の教育長のコメントが出ております。ショックを受けている。本来、教職員は人権が尊重される社会をつくるために率

先して実行を果たさなければならない。その上で、三重県教育委員会は、今後、事実関係を確認して、処分を検討すると。以前にもございましたけれども、これは、この条例としては行政指導ということでございますけれども、三重県の教育委員会、当然、地方公務員ですので、例えば地方公務員法の第33条にございます信用失墜行為の禁止、これに抵触するという判断になりますと、場合によっては処分になる可能性もあるというふうな三重県のコメントでございます。これは検討でございますので、まだ確定になったわけではございませんが、そこまで考えていると、教育委員会のほうからのコメントが出ております。

それから、この後につきましては、もし資料をお持ちでしたら、ちょっと確認していただきたいんですが、第2回目のこの特別委員会のときに、申立てをする際のフローチャートのほうで説明資料のほうがありまして、14分の3ですね。流れとしましては、申立てがあり、調査をし、そして差別解消調整委員会に諮問をして答申をする。今回、この説示があったわけでございます。説示につきましては、先ほど申しましたように、ちょっとまたタブレットのほうへ戻っていただきますけれども、6分の1、こちらのほうにこの説示の内容、それから、ほかに助言とか、あっせんとか、こういったことについての説明書きをさせていただいております。

A3のほうですが、32ページと書いてございますが、この上に3の助言とございます。助言といいますのは、読んだとおりでございますけれども、紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘して解決の方向を示すと、こういったものが助言となっております。

今回は次のページ、4番目ですね、説示でございます。説示については、相手方またはその者を指導して、もしくは監督する者に対し、その反省を促して善処を求めため、事理を説示することとなっております。ですので、助言、アドバイスという意味合いが強い中に対しましては、説示は反省を促すと、こういったところが助言に比べると重みがあるというふうに感じられます。参考までに、あっせんにつきましては、これは和解ですね。当事者間に入って和解を促すと。これがあっせんでございますので、今回については、説示というふうな行政指導がなされておると、こういうことでございます。

それで、説示が終わった後はどうするかといいますと、一応、この説示は本人さんのほうに届いております、三重県知事名で。この後、三重県のほうから対象者、いわゆる相手方のほうに対して意見を求めていくと。それでもやはり反省がない場合は、勧告をします。ただ、これもあくまでも行政指導というところで、法的な強制力はないというふうになって、そこで一つの完結を迎えるという流れでございます。最近まだ説示をしたばかりで

すので、この後の動きはまた三重県のほうが進めていくと、そういうような報告を受けております。

私からは以上です。

○ 樋口博己委員長

説明ありがとうございます。この件でもし何か確認等がございましたら。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと知りたいので教えてください。

この新聞を読んでちょっとよう分からんところがあったのは、不動産屋は結局、申立てに応じて契約解除しておるわけなんですよ。ということは、不動産屋も同意したということは、不動産屋も説示の対象になっているんですか。教諭だけですか。どちらですか。

○ 横山人権行政監

これ、まず、相手方の教員ですね、教員がこういうような差別をしたというところで、要は、不動産会社と……。

○ 諸岡 覚委員

いや、長いのでね、両方ともなったのか、教諭だけなのか教えてください。

○ 横山人権行政監

教員だけです。

○ 諸岡 覚委員

了解です。

○ 樋口博己委員長

これは、不動産会社も必要に迫られて応じざるを得なかったということでもいいんですね。

○ 横山人権行政監

そうです。

○ 諸岡 党委員

泣く泣く応じたけれども、あれは差別じゃないかという、そういう訴えだったということですね。

ちなみに、それ、四日市市の教員と違いますか。三重県内の教員って。

○ 横山人権行政監

そこについては、情報はちょっと得ておりませんので。

○ 樋口博己委員長

これは分かっているとも言えないと思いますので。

この件、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、お疲れさまでした。ありがとうございました。

説示というのは、この中で一番重い行政指導だったという。法的拘束力はないけれどもということですね。ただ、教育委員会が公務員としてどうなんだという判断は、これはまた別です。

それでは、事項書の中で、中間報告書（案）についてということで、これはすみません、直前で昨日になりましたが、皆さんに配信させていただいておまして、これの確認です。加筆であるとか、訂正であるとか、内容の確認等ございましたら。よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、このまとめにあるとおり、先般、議長にも申し入れさせていただいて、本市の条例においては、制定されてから期間も経過していることから、三重県条例などを

参考に時代に合わせた表現や内容となるように整理したほうがよいという中で、もうしばらく調査期限を延長すると。議長に対しては、設置期間を調査研究が終了するまで延長することについて申し入れることで全会一致で確認したということになっております。

○ 諸岡 覚委員

意見もあり、ちょっと流れて、まだまだ議論の余地があるのではということですよ。

○ 樋口博己委員長

そうです。

○ 諸岡 覚委員

意見が総意やったわけではないと私は文脈的に読んだけど、それで間違いないですか。

○ 樋口博己委員長

意見があり、市条例の整理の必要性や手法、差別解消のためのより効果的な制度についてさらなる議論が必要であると。ここは総意ということですね。調査研究が終了するまで延長するということになっておりますが、永遠にやるというつもりはありませんので、一定の期間でさせていただきたいと思います。具体的にはこの後議題としますが、4月23日、上杉先生の議員研修会がございますので、それを受けて少し議論させていただいて、方向性なり確認をさせていただきたいと思っております。

じゃ、このような取りまとめ、中間報告書案ということで、これは議長へ報告になるんですか。どういう取扱いになるんですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

この取りまとめは議長に報告してないので。

(発言する者あり)

## ○ 小山議会事務局主幹

事務局でございます。

この後の流れでございますけれども、本会議の最終日、3月25日の月曜日になりますけれども、委員会報告といたしまして、人権施策等調査特別委員会の中間報告といたしまして、議題として取り扱っていただくような形を想定してございます。その中で、中間報告書については、会議用システムに配信をいたしておりますので、これによりご了承願いますということと併せて、同特別委員長から設置期間の延長について申出がありましたというような形でお諮りいただき、ご確認をいただくというような形を想定してございます。

以上です。

## ○ 樋口博己委員長

というような流れでございます。これがその他事項となりました。

今後の日程ですが、先ほど触れましたが、4月23日火曜日、午前10時から上杉先生の議員研修会がございますので、こちらのほう、ご参加よろしくお願ひしたいと思います。

それで、これは次の日程の相談なんですけど、この議員研修会を受けて、意見交換をさせていただきたいと思っております。ちょっとこれ、この辺り、日程が結構タイトになっておまして、この後、視察の予定を組んでいたり、また、月末は連休とかいろいろありまして、できましたら、4月23日の午後に4常任委員会報告会がございます。これは午後1時半から、恐らく2時間程度だと思っておるんですが、午後3時半なり午後4時前ぐらい。それで、ここからはお願いなんですけど、広報広聴委員会が入ってまして、これは確認しますと、議題としては1本で10分から15分程度というふうに聞いております。この間しばらくお待ちいただいて、当日、4月23日にできたら開催をしたいと考えておるんですが、よろしいですか。ちょっと間を置くと忘れてしまうとあれですので、熱いうちに確認をさせていただきたいということで。

それでは、次回の日程は、4月23日午前10時からの議員研修会、そしてその後、広報広聴委員会終了後、人権施策等調査特別委員会を開催ということで日程を確保させていただきますと思います。

あと、皆さんのほうで何かありましたら、よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、お疲れのところ、ありがとうございました。

16 : 21 閉議